

# The Waymark

## 保険金の受取人、ご確認ください

お客さまとの相談の中で、数多くの保険証券を拝見しますが、入り方によって時々「？」と思うものがあります。それは保険金の「受取人」です。保険は入り方によって、受け取る時の「税金」が変わります。下の図をご覧ください。

パターン	保険契約者 (保険料を払う人)	被保険者 (保険の対象になる人)	受取人 (保険金を受け取る人)	課税関係
①	A(父)	A(父)	C(子)	相続税
②	C(子)	A(父)	C(子)	所得税 (一時所得)
③	B(母)	A(父)	C(子)	贈与税



①が最も一般的なパターンです。

死亡保険金は民法上、相続財産ではなく「受取人固有の権利」であり、相続人による遺産分割の対象とはなりませんから、確実に記名受取人の元に行きます。保険が「お金に名前をつけて遺せる方法」と言われるのはこのためです。但し、『長男に1億円、次男はゼロ。それ以外の相続財産なし』の様に保険金の受け取り額において、相続人の中で著しく差が生じる時は「特別受益」と言って、持ち戻して分割割合を計算される場合があります(税法上は「みなし相続財産」と言って課税対象になります)。

②のパターンは、相続税ではなく**所得税**になります。

少し難しくなりますが、事業や工場を確実に後継者に渡したい時に、他の相続人に支払う代償交付金準備など、これからの「**相続・事業承継対策**」において有効な手段の1つになってくると思います。

特に気をつけたいのが③。

「夫が死んだら子どもが困るから、子どもを受取人にして、私が夫に保険をかけておきます」という流れなのですが、A(夫)が死亡した時にC(子)が受け取る保険金に**贈与税**が課せられます。贈与税は110万円の控除があるのみですので、例えば3,000万円の保険金が入ってきた時、その半分近い額を税金として支払うこととなります。

また、**受取人が「法定相続人」になっている証券はすぐに変更して下さい**。少し前まではこの形態で保険契約することができました。もしこの状態で死亡した時、保険会社は法定相続人全員の自署と実印による捺印と印鑑証明の提出を求めます。前妻との間の子、海外に行ってしまった行方不明の弟、これらが法定相続人である時、全員の書類が整わない限り保険金は一切受け取れないのです。相続税の納税はおろか、お葬式費用にも使えないという結果になってしまいます…。

**当初指定していた受取人が先に死亡している場合**も同様に注意が必要ですね。

### ♪FPS餡ができました♪

株式会社F・P・Sは今期10周年。  
メモリアルイヤーとしての活動の一環で、F・P・Sの餡ちゃんを作りました！  
全部で4種類。「FPS」「10th」「ありがとう」「どうぞよろしく」。味も、オレンジ・りんご・ピーチ・サイダーです。  
先日早速セミナー会場で披露したところ、「おいしい」「楽しい」と嬉しい反響をいただきました。  
これから、セミナー会場で、ご来社いただいた際に。はたまたプランナーがご訪問差し上げた際にポケットからゴソゴソと出てきますので、どうぞご賞味ください♪



株式会社 F・P・S  
Financial Planning Support

[発行] 株式会社F・P・S  
〒541-0052 大阪市中央区安土町1-7-20  
新トヤマビル6階  
代表電話:06-6262-0501 フリーコール:0800-111-5667  
<https://fpsjp.com/>



HPIはこちらから

FB0008